

令和6年10月7日

所 属 長 各 位

会 津 美 里 町 長

令和7年度当初予算編成方針について（通知）

国は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、令和7年度予算編成にあたり、少子高齢化・人口減少を克服し、持続可能な成長の実現に向け、中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行うとともに、少子化対策・こども政策の根本強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速などの重点政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とするとしている。一方で、「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとし、義務的経費についても聖域を設けることなく、制度の根底にまで踏みこんだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るものとしている。

本町の財政見通しについては、歳入における自主財源の半分を占める町税収入において、法人町民税及び個人町民税は底堅く推移しているが、景気の下振れや長引く原材料価格・物価高騰などを背景に所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念され、財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。また、依存財源である普通交付税においても、総務省の概算要求では、地方自治体への地方交付税の配分額を前年度比1.7%増としているものの、国勢調査人口の減少にともなう急減緩和措置等により前年度同額程度と見込まれるところである。

歳出においては、本郷地域公共施設解体事業など公共施設等長寿命化計画に位置づけられた大規模改修事業のほか、旧本郷第一小学校跡地整備やふれあいの森公園等整備などのプロジェクト事業を継続するほか、施設の維持改修経費、人口減少対策、脱炭素化やDXの推進等の経費増加に加え、原材料価格・物価高騰による町財政への打撃も長期化しており、こうした諸課題のための財源を生み出すためには、より一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、令和7年度予算編成に当たっては、第3次総合計画の後期基本計画の最終年度となることから、これまでの取組を総括するとともに、今まで以上に創意工夫して、限られた財源を最大限有効に活用し、成果を重視した予算編成とするものとする。

以上の点を踏まえ、令和7年度の予算編成にあたり、次の事項に留意し適正に見積もられるよう通知する。

第1 令和7年度予算編成の基本的方針

- 1 「令和7年度政策方針」に基づく重点プロジェクト事業を戦略的に取り組むものとする。
また、経済の動向を踏まえ、地方創生のまちづくりを、国・県の動向を注視しながら機動的かつ着実に実施するものとする。特に、物価高騰対策や子育て支援対策に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。
- 2 一般財源については、地方交付税における総務省の仮試算では増額を見込むものの、普通交付税の算定基礎人口の減少による減額が見込まれる。また、町税収入についても、人口減少の影響のほか、原材料価格・物価高騰等の影響による見通しが不透明な状況であることから、歳入の確保はもとより、職員一人ひとりがコスト意識をもち、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、徹底した歳出抑制に取り組むこと。
- 3 これまで取り組んできた政策の課題や成果、施策の有効性の評価、検証を十分に行い、特に目的が達成された事業、民間での対応が可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の薄い事業等については、今後注力すべき新たな課題等も踏まえ、積極的な見直し・再構築を行い、優先順位を定め年度間の財政負担の平準化を図りながら、効率的・効果的な事業実施に向けた予算見積りとする。

第2 予算編成の基本的事項

- 1 歳入については、既定の概念にとらわれず幅広い観点に立ち、事業全般にわたり、現時点で見込める可能な限りの歳入確保に努めること。
国・県支出金は、過去の実績、国県の予算編成及び社会経済情勢の動向等今後の見通しに十分留意し、適正な計上を図ること。なお、国・県等の予算編成の動向がわかり次第適宜予算の再調製を行う。
- 2 当初予算は、総計予算主義の原則に基づき1年間の総予算となるため、計上漏れがないように留意するとともに、前年度決算や現年度執行状況等を十分精査した上で、過大な要求とならないよう適切に要求すること。
また、1年間の総予算であることから、年度途中での補正は、制度改正に伴うものの、災害関係経費等緊急性の高いもの等、真にやむを得ない場合についてのみ行うものとする。

3 限られた財源の中で施策の重点化を図り、効率的に配分しメリハリのある予算編成を行うため、令和5年度最終評価及び令和6年度中間評価（現状分析）により、事業効果及び有効性や実績等を十分に検証・検討し、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を該当係だけでなく、課全体で厳しく判断し、調整した上で要求すること。（経営戦略会議で決定した令和7年度の「重点事業プロジェクト」については優先的に予算を配分する。）

なお、事業が当初計画より大幅に増加している事例が多数見られることから、事業の積算・見積りに際しては、慎重な数値の把握に努め適正な額を計上すること。

4 事業展開のスピードアップを図り、事業の効果を素早く町民に届ける観点から、事業の開始時期を改めて検証すること。また、建設業者等の経営環境の健全化、労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などに資するため、ゼロ債務負担行為を活用した発注・施工時期等の平準化に取り組むこと。

5 特別会計及び企業会計については、受益者負担を原則とした独立採算制を基本に、安易に一般会計からの繰入金をもって財源調整を行うのではなく、可能な限り収入の確保に努めるとともに、経営的視点から更なる支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。

また、使用料等については、適時適切な改定を実施すること。